## 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」の進ちょく

- 本計画策定の背景,位置付け等別紙「京都市ごみ収集業務改善実施計画の骨子」参照
- 本計画の取組の進ちょく概況
  - ・ 本計画に掲げた具体的な取組は、全て達成又は達成する見込みであり、その 結果、これまで行財政の効率化に寄与してきた。

ごみ収集に係る経費 約94億円(18年度)⇒ 約54億円(25年度) 18年度比△約43%, △約40億円の財政効果

・ また、本市の家庭ごみ収集業務について、「京都市ごみ収集業務評価委員会」を設置し、市民サービスの視点で点検・評価を実施するなど、PDCAによる業務改善にも取り組んできた。



- ・ 本市が依然として厳しい財政状況であることを踏まえると、公衆衛生の維持・向上を図りつつ、業務の徹底した効率化や、競争性原理に基づく民間活力の活用について、間断なく取り組む必要がある。
- ・ 本計画における具体的な取組を行う中で、ごみ収集業務を行うまち美化事務所は、各区役所・支所にエコまちステーションを設置すること等により、単なる収集運搬の拠点ではなく、地域における環境行政の最前線の拠点に転換させてきたところである。



・ 今後も、本計画の上位的計画といえる「みんなで目指そう!ごみ半減!循環のまち・京都プラン」に掲げる、ごみ量をピーク時から半減させる目標に向け、ごみの減量やリサイクルの推進を、市民と協働して取り組んでいく必要がある。

○ 基本方針に掲げた具体的な取組の進ちょく状況

具体的な取組項目 進ちょく状況

方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入 【徹底した効率化】 民間委託等による徹底した効率化 計画策定時 直営81台, 庸車85台, 委託34台 (31%) (平成 20 年度) (平成24年4月) 直営62台, 庸車73台, 委託54台(41%) (1) 民間委託の推進 (平成25年4月) 直営60台, 庸車67台, 委託61台(44%) (50%委託化) (平成 27 年度) 〇 50%委託化を達成予定 計画策定時 全車両3名乗車体制 (2) 乗車人員の効率化 (3名乗車から2名 (平成21年度) コンテナ収集2台について2名乗車化 乗車への見直し) (平成24年度) コンテナ収集4台について2名乗車化 ※当面、コンテナ収集 で5台, 周辺地で2 (平成 25 年度~) 台について実施 〇 計画目標分を実施予定 (コンテナ収集1台, 周辺地2台) 2 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入 業務委託については、業務の継続性・安定性等を重視し、 計画策定時 随意契約により締結 (平成20年度~(平成21年度委託分から実施)) ○ 新規業務委託を行うに当たっては、入札を実施して業者を選定 (1) 価格競争と業務の安 ・ 平成24年度末時点の実績 合計7件(更新分1件含む) 定した履行の確保の双 · 累計車両33台分(更新分2台含む) 方を担保する契約手法 車両調達方式及び車両貸与方式により実施 の構築 (平成 26 年度~) ○ 新規業務委託を行うに当たっては、引き続き入札を実施して業者を選定

するとともに、随意契約分についても、新契約方式へと移行

	(T. D. oo to the)	
	(平成 20 年度)	
	平成 21 年度分新規委託業務の入札実施に当たり,学識経験者と本市職員	
	で構成する「環境局ごみ収集業務受託者選定会議」を2回開催し、意見を聴	
(2) 外部意見聴取の実施	取し、これを踏まえて実施。	
	(平成 21, 22 年度)	
	■ 平成 22, 23 年度分新規委託業務の入札実施に当たり, 「京都市ごみ収集	
	業務評価委員会」委員から意見を聴取し、これを踏まえて実施	
	計画策定時 単年度の随意契約を締結し、業務を委託	
	(平成 21 年度~)	
	○ 新規委託業務契約において複数年契約を導入	
	・ 車両調達方式においては5箇年,車両貸与方式においては3箇年の複	
(3) 複数年契約の実施	数年契約を締結(再編に合わせた平成23年10月分の契約について	
	は、契約期間を5年6月としており、車両調達方式であるが、東日本大	
	震災の影響を考慮し,当初6箇月は車両貸与している)	
	(平成 26 年度~)	
	   ○ 入札を実施して業者を選定する場合には、複数年契約を締結	
(4) 車両を受託者に貸与	(平成 21 年度~)	
する委託方式の実施	一部の新規委託業務契約において,車両貸与方式を実施	
3 現行の委託業務に対する経過措置の実施		
	計画策定時 業務を委託するに当たり、随意契約を単年度ごとに締結	
	(平成 21 年度~)	
	5年間は随意契約を継続する一方で、契約単価について5年間の段階的な	
(= \p	  見直しを行い,平成 21 年度分の新規委託業務の契約価格(約26%減)に	
経過措置の実施 	   合わせていく (平成 21 年度から 1 年当たり平成 20 年度単価の約 5.2%分	
	を逓減)。	
	(平成 26 年度~)	
	○ 順次,新契約方式へ移行 (方針 1 − 2 −(1)のとおり)	

## 方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開 【共汗(きょうかん)】

1	収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備	
		計画策定時 各行政区にまち美化事務所を設置(11事務所)
(1)	収集区域の再編	
		○ 以下の再編を実施し、7事務所体制に移行
		(平成 22 年 4 月)

	・ 北まち美化事務所と上京まち美化事務所を北部まち美化事務所として	
	再編	
	(平成 23 年 10 月)	
	・ 左京まち美化事務所と中京まち美化事務所(堀川通以東)を東部まち	
	美化事務所として再編	
	・ 右京まち美化事務所と中京まち美化事務所(堀川通以西)を西部まち	
	美化事務所として再編	
	・ 東山まち美化事務所,下京まち美化事務所及び <u>南まち美化事務所</u> を南	
	部まち美化事務所として再編	
	※1 下線は,再編後の収集運搬の拠点となる施設	
	※2 伏見区の稲荷学区及び深草学区北部の管轄は,東山まち美化事務所	
	から伏見まち美化事務所に変更	
	(平成 21 年度~)	
	各まち美化事務所に環境拠点を設置し,環境共生推進員等を配置して,地	
	域における環境行政の最前線の拠点となる機能を整備	
(2) 地域における環境行政		
の拠点となる機能の整備		
	(平成 22 年度)	
	区役所・支所へ環境拠点を移設し,愛称「ECOまちステーション」とし	
	て、地域におけるごみ減量の活動や環境教育推進等の取組を推進	
(3) 地域担当制を生かした	(平成 20 年度~)	
業務・服務の執行体制の	学区単位で地域担当制を導入	
確立	<b>子色中面(地域担当前で等八</b>	
2 地域におけるごみ減量目標の設定		
	(平成 22, 23 年度)	
┃ ┃ 地域ごとのごみの減量目標	各まち美化事務所で2学区のサンプリング調査実施地区を選定し、ごみ組	
地域ことのこのの減量日標   の設定	成状況等を把握し,調査内容を基に減量目標を設定	
V 100 AC	資源物のコミュニティ回収や資源物の回収拠点の拡大,移動式資源回収な	
	ど、地域におけるごみ減量や分別・リサイクルに係る活動の支援を実施	

## 方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底 【市民感覚】

ごみ収集業務に関するPDCAサイクルの構築		
ごみ収集業務評価委員会 (仮称) の設立	<ul> <li>(平成20年度~)</li> <li>「京都市ごみ収集業務評価委員会」を設置(公募等による市民委員5名,学識経験者2名により構成)</li> <li>平成25年3月までで、同委員会を8回開催(各年度2回開催)し、本市の家庭ごみ収集業務について、市民サービスの視点での点検・評価を実施</li> </ul>	

方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化 【人材育成と意識改革】

環境行政を総合的に推進できる人材の育成		
(1) 「環境職」の配置など 政策立案能力の向上	(平成21年度~) 環境職の採用試験を実施し、計32名を採用 (平成20年度~) 環境社会検定(eco検定)、環境管理士検定、3R低炭素社会検定の受験 を奨励し、延べ949名が受験、延べ618名が合格	
(2) 市民との共汗を実践で きる人材の育成	(平成 20 年度~) 環境行政早わかり講座,環境問題スキルアップ講座,環境拠点担当係長・ 作業長研修,環境共生推進員研修,市民応対研修,環境拠点に係る業務研 修,環境職業務研修などを実施	